

平成 23 年 1 月 7 日

米国ボルカー・ルール<sup>1</sup>の経過期間に係る FRB 提案に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会は、国内で活動する 139 の国内銀行および 45 の外国銀行で構成される銀行の業界団体である。

全国銀行協会として、連邦準備制度理事会（FRB）から昨年 11 月 26 日に公表された「米国ボルカー・ルール<sup>1</sup>の経過期間に係る FRB 提案」に対してコメントする機会を与えられたことに、まず感謝の意を表したい。

我々は、以下のコメントが FRB におけるルール策定に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

### 1. 各項目の定義（Q1）

本市中協議文書は、ボルカー・ルール適用に当たっての経過期間に関するものであるが、そもそも、米国外に本店を置く外国金融機関が米国外で事業を運営する場合、本ルールの対象外であるということをより明確化願いたい。具体的には、東京で記帳されている、①在米のファンドに対する投資、②在米の子会社に対する投資、については本ルールの適用対象外となるのではないかとのことである。仮に、本ルールが適用されるとなると、外国金融機関として対米投資のスタンスを根本的に考えざるをえないほどの影響が予想されるなど本ルールの定義付けに伴う影響度は大きいと考える。

### 2. 流動性資産・非流動性資産の定義・判定方法（Q3・4）

本市中協議文書では、流動性資産の定義を行い、原則として、当該流動性資産の定義に該当しないものを非流動性資産と定義している。かかる定義は、商品ごとに個別に流動性・非流動性の定義を事前に行っておく方法と比べると、将来、登場するであろう新商品に対しても柔軟な対応が可能であると考えられ、本ルールの目指すべき目的に鑑みても、望ましい方法であると考ええる。

### 3. 法改正の影響度合い（Q5）

本ルールの及ぼす影響については、1. でも述べたとおり、本ルールの定義付けによるところが大きい。例えば、外国金融機関が本ルールの対象となるか否かによって、当然、当該外国金融機関に対する影響度合いも異なってくる。また、ファンド投資においては、一般的に、「中心的な投資家」が存在し、当該

中心的な投資家が「監視の目」の役割を果たす一方、「その他の投資家」がその恩恵を受けているとの実態がある。仮に、本ルールの適用により「中心的な投資家」がファンド投資を引き上げることとなった場合には、「その他の投資家」も少なからず影響を受けると考えられる。

#### 4. 延長申請を受けた FRB が勘案すべき事由 (Q6)

- ①FRB に勘案いただきたい事由として、「PE (Private Equity) ファンドのリミテッド・パートナー (LP) 持分売却に関するジェネラル・パートナー (GP) の意向」がある。PE ファンドについては、GP が LP 持分の移動に制限を掛ける場合があり、かかる事実の有無が、本ルールの運用に際して、影響を及ぼすことがあると考える。
- ②延長申請に際しては、その理由や今後の計画等を提出する必要があると考えるが、金融機関側に過度の事務負担をかけることのないよう配慮を願いたい。どのような場合に延長が認められるのか、事前に把握できる状態が金融機関にとって望ましいため、判断基準の明確化を求めたい。特に、外国金融機関にとっては、前述のとおり、本ルールの適用対象となるのか否かにつき、より慎重な判断を求められることもあるため、外国金融機関の申請に対しては、特に配慮を願いたい。
- ③本ルールでは、非流動性資産に対する経過期間の延長について、投資コミット期間が経過した時点で経過期間が終了すると規定しているが、そもそも、ファンド自体の流動性の低さに対応する規定であることに鑑み、投資コミット期間の経過について、考慮する必要はないと考える。

#### 5. その他 (Q8)

- ①非流動性資産に関する経過期間の延長は、非流動性資産は一定期間内に処分することは困難であるとの前提から提案されているものと理解している。この趣旨に鑑みると、そもそも、個別の商品につき当局の承認のもと、経過期間を与えられるとの方法ではなく、本来、一定限度・条件のもとであれば、一律に容認するという「グランドファザリング」で対応すべきものとする。また、仮に、経過期間を設けるとしても、当局の承認を要する方法ではなく、より柔軟に、要件を満たしていれば自動的に延長期間を享受できるような方法を導入すべきと考える。
- ②非流動性資産に対する経過措置の延長に関して、"C. Extended Transaction

Period for Illiquid Funds"に定義される 5 年間の追加の延長期間は、"A. General Conformance Period"に定義される 2 年の経過期間、および"B. Extension of Conformance Period"に定義される最長 3 年の延長期間に追加して与えられるもので、A,B,C を全て適用した場合、最長 10 年間の経過措置が認められると解してよいか。そうである場合、この最長の期間を明示されたい。

- ③当該ルール適用は 2012 年 7 月 21 日もしくは当該ルールに係る FRB 規制公布のいずれか早い時点での発効となっているが、各金融機関の年度計画等策定において、年度途中で導入されるよりは、年度ベースを区切りとした方が、計画等が立てやすいと考えるため、配慮を願いたい。
- ④米国の規制である本ルールは、本邦金融機関のような外国金融機関にも影響を及ぼすものである。つまり、外国金融機関は、自国の当局の監督および規制に加え、本ルールのようなホスト国の規制の影響も受けることになる。金融危機の再発を防ぐ観点から規制を導入する必要性は理解するが、過度の規制が、顧客利便性、経済成長、金融サービスの発展に影響を及ぼすことを最小化することも重要と考える。そのため、規制の導入に際しては、ホーム・ホスト両国の監督当局が、従来にも増して緊密に連携して対応するよう配慮を願いたい。

以 上